

東京圏から津別町に移住し、北海道の就職マッチングサイトに登録されている企業に就業、または北海道が実施する起業支援事業により起業された方に移住支援金を支給します。



対象者

次のすべてを満たしている方

【移住元の要件】

- 住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住または、東京圏に在住し東京23区内へ通勤していた方
- 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または、東京圏に在住し東京23区内に通勤していた方

【移住先の要件】

申請時に、転入後3か月以上1年以内の方

【就業の要件】

- a 就業（道の就職マッチングサイト掲載の法人に新規就業した方）
- b 専門人材（国のプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用した方）
- c 起業（道の起業支援事業「地域課題解決型起業支援金」の交付決定を受けた方）
- d テレワーク移住（転勤等ではなく、自己の意思により移住し、東京23区内での仕事を継続する方）
- e 関係人口（下記の「支給対象者の要件」のいずれかに該当し、かつ「地域の担い手確保の要件」に該当する方）

【支給対象者】

- ・津別町および地域づくり団体が関わる地域づくり活動等に継続的に参加している方
- ・町内で居住経験のある方

【地域の担い手確保要件】

- ・農林水産業に就職する方

支援内容

移住支援金を支給します。

単身での移住： 60万円

世帯での移住： 100万円

※18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18歳未満の者一人につき加算支給します。

申請に必要な物

- 交付申請書
- 交付申請に関する誓約事項
- 個人情報の取り扱いについて
- 本人確認書類
- 対象要件を満たすことを証する書類

申請時期・期限

津別町へ転入後、1か月以内に予備登録申請が必要です。

本申請は転入後、3か月以上1年以内の申請が必要です。

その他

- 本事業は国・北海道との共同事業です。

【町内企業様へ】

- 北海道就職マッチングサイトに求人情報を掲載する移住支援金対象法人を募集しています。サイトへの登録・求人情報の掲載料は無料です。
- サイトへの登録を希望される企業様は、北海道知事宛に登録申請が必要です。詳しい内容は、北海道産業人材課ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/matching.html>

問い合わせ先

産業振興課 商工観光係 電話 77-8388
2階19番窓口

町内において若年者の正規雇用に積極的に取り組む小規模事業者を支援します。

※実施期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日

対象者

対象事業者

- ▶ 町内に事業所または事務所を有すること
- ▶ 正規雇用100人以下の事業所であること（本社、支社等全体）
- ▶ 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業者であること
- ▶ 中小企業基本法に規定する中小企業者であること
- ▶ 町税を滞納していないこと
- ▶ 申請年度およびその前年度において、正規雇用職員を事業者の都合で解雇したことがないこと。ただし、正規雇用職員の責によるものを除く。
- ▶ 労働基準法等の労働関係法令を遵守していること

適用外事業者

- ▶ 専ら津別町からの委託料、補助金等によって運営されている事業者
- ▶ 国および地方公共団体から同一雇用者に対する他の補助金を受けている事業者
- ▶ 津別町暴力団排除条例第2条第3項に定める事業者

対象若年者

- ▶ 雇入れ時において35歳以下の方（雇入れ時に満たしていれば可とします）
- ▶ 正規雇用された日から1年以内において町内に住所を有し、引き続き町内に住所を有しようとする方（令和4年4月1日以降の正規雇用に限ります）
- ▶ 事業主（経営主体）の3親等以内の親族でない方
- ▶ 過去において同一の事業所に正規雇用で雇入れされていない方

支援内容

- 対象若年者1名につき月額2万円
- 3年限度
- 1事業者あたり、3名まで（同時に）

申請に必要な物

対象若年者が出た日から2か月以内に所定の申請書の提出が必要です。

問い合わせ先

産業振興課 商工観光係 電話 77-8388
2階19番窓口

町内において新たに事業活動を行う方や現在事業を行っている方の施設・設備投資、増改修等を支援します。 ※実施期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日

対象

事業所

- ▶ 観光施設（宿泊施設、スポーツ・レクリエーション施設、保養の施設）
- ▶ 販売施設（物品販売等小売店舗施設またはこれらに類する施設および設備）
- ▶ 集合住宅（住戸数が4以上（1戸の間取りが3LDK以上かつ専用部分面積が75.35㎡以上の場合、住戸数が2以上）の共同住宅または長屋の用途に類する施設および設備）
- ▶ 社宅・社員寮（従業員の居住の用に供する住戸数が4以上の共同住宅または長屋の用途に類する施設および設備）
- ▶ 介護・福祉施設（有料老人ホームその他福祉事業を行う施設または保健サービスおよび福祉サービスを提供する施設）
- ▶ 特定事業所（町外の企業等が設置するサテライト・オフィス）

▶ 生産施設（農林水産物等を原料とし、またはこれらの二次製品を原料として製造、加工等を行う工場等施設整備）

▶ サービス事業所（サービス事業を行う施設および設備）

新設

▶ 町内に新たに事業所を設置する場合

▶ 既存事業所を取得して事業を継続する場合増設または改修

▶ 町内事業所において、必要な施設を増設または改修する場合

起業者

▶ 町内において新規に事業を開始する方

投資額

▶ 事業を開始するために新たに取得する土地、施設および整備に要した費用

申請に必要な物

- 所定の申請書（事業着手前の申請が必要です）

補助金の限度額の表

利用制限

実施期間中、1事業者1回限りの助成

問い合わせ先

産業振興課 商工観光係 電話 77-8388
2階19番窓口

| 助成区分 | 事業所の区分 | 対象投資額 | 対象投資額に対する補助金の額(率) | 補助金の限度額 |
|--------------------|---------|-----------|--------------------------------|---------|
| 新設 | 生産施設 | 1,000万円以上 | 10分の3とする。ただし、起業者の場合は、10分の4とする。 | 2,000万円 |
| | 集合住宅施設 | | | 2,500万円 |
| | 社宅・社員寮 | 100万円以上 | 10分の3とする。ただし、起業者の場合は、10分の4とする。 | 2,000万円 |
| | 観光施設 | | | 1,000万円 |
| | 販売施設 | | | 500万円 |
| | 介護・福祉施設 | | | |
| | 特定事業所 | | | |
| サービス事業所 | | | | |
| 増設または改修 | 生産施設 | 500万円以上 | 10分の3とする。 | 1,000万円 |
| | 観光施設 | 100万円以上 | | 500万円 |
| | 販売施設 | | | |
| | 介護・福祉施設 | | | |
| | サービス事業所 | | | |
| 上記事業所に係る機械等設備のみの場合 | | 300万円 | | |

| | | |
|------|--|-----------------------------------|
| 加算措置 | <ul style="list-style-type: none"> ● 加算の要件 ・ 雇用の拡大～新たに2名以上（雇用保険加入が条件） ・ 空き店舗等の活用～購入または賃貸で活用する場合 | 加算要件ごとに対象投資額に対する補助金の額(率)に10分の1を加算 |
|------|--|-----------------------------------|



町外への販路拡大のために見本市等に出展する町内企業を支援します。

※実施期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日

対象者

- 町内に事業所があり、町税の滞納のない中小企業者

支援内容

出展小間料、出展小間装飾料、出展物輸送費の2分の1以内（限度額20万円）

申請に必要な物

- 所定の申請書
(出展費用支払い前の申請が必要です)

利用制限

- 1企業1会計年度（4月から3月の間）3回助成

問い合わせ先

産業振興課 商工観光係 電話 77-8388
2階19番窓口

新たに林業に従事する方の就業を支援します。

対象

- 町内の林業事業体に新たに就職した方
- 上記の対象者を雇用した林業事業体
- ※ともに町税を滞納していないこと

支援内容

- ①就業支援補助金：就職後、1年につき12万円を補助し、3年を限度とする。ただし、対象となる期間のうち1月の半数以上の日数を津別町内に住所を有した場合は1月当たり1万円を加算する。
- ②住宅準備補助金：町外から町内の賃貸住宅に居住した、または居住予定の者に対して、家賃(1か月分)、敷金、礼金と転居運送費用の実費相当額を補助(上限20万円)。※対象者1回限り
- ③林業事業体就業支援補助金：上記の交付対象者を1年間雇用した場合、交付対象者につき1人あたり50万円を補助する。
※交付対象者の雇用にあたり1度のみ。他の補助金併用は不可。

申込・申請時期

- ①就業支援補助金：就職後1年を経過した日から2か月以内
- ②住宅準備補助金：転居日前後2か月以内
- ③林業事業体就業支援補助金：対象者を雇用して1年を経過した日から2か月以内

申請に必要な物

- ①就業支援補助金：雇用証明書、誓約書兼同意書
- ②住宅準備補助金：雇用証明書、誓約書兼同意書、住宅賃貸借契約書の写し、家賃(1か月分)、敷金、礼金と転居運送費用にかかる領収書の写し雇用証明書、誓約書兼同意書、住宅賃貸借契約書の写し、家賃
- ③林業事業体就業支援補助金：誓約書兼同意書、雇用したことを証明できるもの

問い合わせ先

産業振興課 林政係 電話 77-8386
2階18番窓口



S G E C - C o C 認証の取得をする町内事業所に対して、認証取得に係る経費の一部を補助します。

※S G E C - C o C 認証とは、適正に管理された認証森林から生産される木材等を、生産・流通・加工工程でロゴ・マークを付すなどして管理し、市民・消費者に届ける制度。CoC 認証（Chain of Custody）とは、認証材等の生産・加工・流通工程の管理認証です。

対象

- 個別取得または複数事業所によるグループで取得をする事業所
- 町内に住所を有する事業所
- 関連する法令の規定に違反していない事業所
- 町税を滞納していない事業所
- 町に対する債務を遅滞していない事業所

支援内容

S G E C - C o C 認証に係る審査に要する費用のうち以下が対象

- ①初回の認証審査費用（補助率2分の1以内）、
 - ②5年毎の更新審査費用（補助率2分の1以内）
- ※毎年の定期審査費用は対象外

申請に必要な物

- 所定の申請書
- 認証の取得（更新）申請書の写し
- 認証の取得（更新）申請に係る経費の内訳が明記されている見積書の写し
- グループ認証の場合は、当該対象事業所に係る見積書の写し
- 誓約書兼同意書

問い合わせ先

産業振興課 再エネ推進係 電話 77-8387
2階17番窓口



狩猟免許および猟銃所持許可の新規の取得を支援します。

対象者

次のすべてを満たす方。

- ①わな猟免許または第一種銃猟免許および猟銃所持許可を新規に取得した方
- ②町内に住所を有している方
- ③町税を滞納していない方
- ④北海道猟友会津別支部に加入しており、有害鳥獣捕獲に3年以上従事できる方

支援内容

狩猟免許（わな猟免許・第一種銃猟免許）および 猟銃所持許可の取得に要した手数料等の経費の2分の1以内

申込・申請時期

狩猟免許（わな猟免許・第一種銃猟免許）または 猟銃所持許可を取得した日のいずれか早い日から1年以内

申請に必要な物

- 補助金交付申請書兼請求書 ●誓約書兼同意書
- 猟銃所持許可証の写し ●狩猟免許の写し
- 補助対象経費の額が確認できる書類の写し（領収書、収入証紙を貼付した申請書等の写し）

問い合わせ先

産業振興課 林政係 電話 77-8386
2階18番窓口

介護保険施設において、新たに常勤雇用として就職する施設従事者を対象に、就業支援補助金および住宅準備補助金を交付します。

※介護保険施設（町内の介護保険施設および事業所）

※施設従事者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、介護支援専門員、介護福祉士および社会福祉士）

※常勤雇用（事業所の所定労働時間を通じて勤務する者）

※賃貸住宅（建物所有者との間で賃貸借契約（親族が所有し、かつ居住する住宅を賃貸借する場合は除く）を締結して、自己の居住用に供する住宅）

対象者

就業支援補助金：新たに介護施設に常勤雇用され就職期間中、津別町に住所を有する方。就職日以前3年間において、町内介護保険施設に勤務していない方

住宅準備補助金：就業支援補助金の対象者であり、町内介護保険施設に従事するため、町内の賃貸住宅に居住する方

支援内容

就業支援補助金：就職後1年経過ごとに24万円を補助し、3年を限度とする

住宅準備補助金：家賃（1か月分）、敷金、礼金と転居運送費用にかかる実費相当とし、20万円を限度として1回限りとする

申請に必要な物

就業支援補助金

- ▶ 雇用証明書
- ▶ 誓約書兼同意書
- ▶ 資格証明書

住宅準備補助金

- ▶ 雇用証明書
- ▶ 誓約書兼同意書
- ▶ 住宅賃貸借契約書の写し
- ▶ 家賃（1か月分）、敷金、転居運送費用にかかる領収書の写し

問い合わせ先

保健福祉課 介護保険係 電話 77-8382
1階5番窓口



町の区域内において、新たに農業を営む方（新規参入者）に援助します。

対象者

新規参入者（津別町農業新規参入者誘致条例に定義する全ての要件を満たす方）

支援内容

- 経営開始年度に賃借した農用地等の賃借料について3年間、4分の1を補助
- 経営開始時に掛かる資金の5分の1（上限800万円）を補助
- 経営開始の翌年度から3年間、営農に供する資産に課税される固定資産税相当額を補助
- 経営開始年度から5年間、利率が2.0%を超える資金に対し、超える利率のうち2.0%以内について利子補給

申請に必要な物

- 条件に定める新規参入予定者の登録申請書を事前に提出し、承認を受ける必要があります。
- 新規参入者の認定を受けて農業経営を始める際には、あらかじめ経営計画書および認定申請書を提出する必要があります。

その他

各支援には条件があります。必ず事前にご相談ください。

問い合わせ先

産業振興課 農政係 電話 77-8384
2階16番窓口